

保育園 利用者負担基準表

R1.10.1現在

階層区分		定義		3歳未満児	備考		
第1階層	A	生活保護世帯		0	多子世帯の子どもの数の算定について、保護者と生計が同一の子であれば年齢に関わらず対象とする。		
第2階層	B1	市町村民税非課税世帯	一般世帯	1人目		0	
				2人目		0	
				3人目		0	
	B2		ひとり親世帯等			0	
第3階層	C1	市町村民税所得割課税額 48,600円未満	一般世帯	1人目		12,800	
				2人目		6,400	
				3人目以降		0	
	C2		ひとり親世帯等	1人目		5,900	
				2人目		0	
		3人目以降	0				
第4階層	D1	市町村民税 所得割課税額 97,000円未満	一般世帯	1人目		21,800	
				2人目		10,900	
				3人目以降		0	
	D2		うち、 57,700円未満	ひとり親世帯等		1人目	9,000
						2人目	0
						3人目以降	0
	D3		うち、 57,700円以上 77,101円未満	一般世帯		1人目	21,800
						2人目	10,900
						3人目以降	0
	D4			ひとり親世帯等		1人目	9,000
2人目		0					
3人目以降		0					
D5	その他(D1、D2、D3、D4を除く 97,000円未満)		1人目	21,800			
			2人目	10,900			
			3人目以降	0			
第5階層	E	市町村民税所得割課税額169,000円未満	1人目	35,600			
			2人目	17,800			
			3人目以降	0			
第6階層	F	市町村民税所得割課税額301,000円未満	1人目	48,800			
			2人目	24,400			
			3人目以降	0			
第7階層	G	市町村民税所得割課税額397,000円未満	1人目	55,800			
			2人目	27,900			
			3人目以降	0			
第8階層	H	市町村民税所得割課税額397,000円以上	1人目	59,800			
			2人目	29,900			
			3人目以降	0			

- ひとり親世帯とは、(1)母子世帯又は父子世帯、(2)在宅障がい児(者)のいる世帯、(3)生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると町長が認めた世帯とします。
- 家計の中心者が祖父母や同居の親族等と判断される場合は、祖父母や同居の親族の所得により利用者負担額を決定する場合があります。
- 未婚のひとり親は、みなし寡婦控除を適用できる場合があります。
- 賦課期日指定都市にお住まいで、税源移譲により市民税所得割を8%で課税されている場合は、旧税率6%で算定します。
- 市町村民税所得割課税額の判定において、税額控除の一部(寄付金控除、住宅借入金等特別控除等)は適用しません。